

裁判長 認印	印
-----------	---

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	令 和 4 年 ( 行 ヒ ) 第 2 3 4 号
決 定 日	令 和 5 年 7 月 1 9 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	尾 島 明 三 浦 守 草 野 耕 岡 村 和 美
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所令和3年(行コ)第180号(令和4年3月3日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文  
本件を上告審として受理する。

第2 理由  
本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たる。

令和5年7月19日  
最高裁判所第二小法廷  
裁判所書記官 阿 部 真 二 印

当事者目録

申	立	人	株式会社スターサンズ
同	代表者	代表取締役	伊 達 百 合
同	訴訟代理人	弁護士	四 宮 隆 史 ほか
相	手	方	独立行政法人日本芸術文化振興会
同	代表者	理事長	長谷川 眞 理 子
同	訴訟代理人	弁護士	小 坂 準 記 ほか

これは正本である。

令和5年7月19日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 阿部 真 二

